

(仮称)片瀬海岸3丁目9番先津波避難施設整備事業基本構想
の策定に向けた 説明会議事録 (9月3日)

【次第1：挨拶（省略）】

【次第2：事業説明】

〈藤沢市〉

「次第2：事業説明」について防災政策課の鈴木の方から、ご説明させていただきたいと思
います。

最後に質疑応答の時間取りますので、ご質問ある方は、最後をお願いしたいと思います。
では、お願いします。

〈藤沢市〉

それでは、資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

では、資料1からご説明させていただきたいと思います。

先ほど参事の方からも説明ございましたが、重複するような部分もございますので、ご了承
ください。

〔2-1：片瀬海岸3丁目における津波避難施設の整備について〕

〈藤沢市〉（基本的には資料の内容の読み上げ）

まずは、資料1をご覧ください。

「資料1：片瀬海岸3丁目における津波避難施設の整備について」

人命被害を限りなく減らすことを目標に掲げ、全ての市民の安全安心の確保を図る観点か
ら、津波からの避難が困難な地域住民の迅速かつ確実な避難の実現と不安解消を喫緊の課
題と捉え、片瀬海岸3丁目において津波避難施設を早急に整備する取組を進めているとこ
ろでございます。

この度、この取組に関して、これまでの意見等をはじめ、施設整備に係る基本構想のたたき
台の概要や今後の取組予定等を説明させていただきたいと思います。

こちらの説明をした上で、皆様の意見を参考にしながら完成させていきたいと考えていま
す。

まずは、「津波避難施設に関するこれまでの意見等」の項目になります。

こちらについては資料2をご覧ください。

資料2「片瀬海岸3丁目における津波避難施設に関する意見等について」

こちらの意見につきましては、新型コロナの関係もあり、説明会を開けなかったこともあり
まして、地区に回覧を回させていただきました。

令和4年3月25日付で西浜町内会地区で回覧で意見募集をさせていただきまして、締め切
りを4月20日とし、意見を要点的にまとめたものとなります。

意見者としては8人、意見の集計としては47件の意見を頂いております。

項目としては4項目あり、工事等・利用計画等・設備等・住民意見その他として意見をまと
めさせていただきました。

(1) 工事としては

1. 工事は短時間で、振動や騒音を極力減らしてもらいたい（近隣2件）
2. 工事により家に支障が出た場合は補償してもらいたい（近隣2件）
3. 早期に完成してもらいたい（近隣1件）
4. 地盤が悪いので、基礎杭をしっかり設置してもらいたい（1件）
となっています。

(2) 利用計画等は

5. 公民館等、人の出入りがある施設は計画してもらいたくない（近隣2件）
6. 日常的に住民（高齢者や子供を含む）が利用できる広場や集会室を設置してもらいたい（2件）
7. なるべく近隣宅地から離してもらいたい（近隣3件）
8. 通常時は人の出入りはないようにしてもらいたい（3件（内近隣2件））
9. 景観を重視してもらいたい（5件（内近隣3件））
10. 圧迫感がないようにしてもらいたい（2件（内近隣1件））
11. 植樹をしてもらいたい（4件（内近隣2件））
12. 敷地の中央に設置してもらいたい（1件）
13. 高さを上げ、収容人数を増やしてもらいたい（1件）

等が意見として出されています。

続きまして、

(3) 設備等では

14. 防犯カメラを設置してもらいたい（3件（内近隣2件））
15. 防犯灯を設置してもらいたい。（3件（内近隣2件））
16. 倉庫を設置してもらいたい（4件（内近隣2件））
17. 2～3日は生活できるような備蓄の整備（1件）
18. さびにくい部材を使用してもらいたい。（1件）
19. 太陽光発電システムによる敷地内の電気設備ができるよう（1件）

等がございました。

(4) 住民意見その他 といったしましては、

20. 近隣の意見を重視してもらいたい（近隣3件）
21. 電柱を敷地内に入れてもらいたい。（1件）
22. 説明会を何度か開いてもらいたい（1件）

等の意見、以上 22 項目、合計 47 件がございました。

また、令和 4 年度の片瀬地区自主防災協議会からの意見といたしまして、

「避難施設を造っていただけることは非常にありがたいが、津波災害はいつ起こるかわからないので、なるべく早くにできるようにしてもらいたい。」

というご意見を頂いております。

〔2-2：(仮称)片瀬海岸3丁目9番先津波避難施設整備事業基本構想（たたき台）の概要〕
〈藤沢市〉

続きまして、資料1に戻っていただきまして、

「2.(仮称)片瀬海岸3丁目9番先津波避難施設整備事業基本構想（たたき台）の概要」
の項目になります。

こちらは資料3を見ていただいて、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料3左上からになります。敷地の概要といたしまして

計画地：藤沢市片瀬海岸3丁目9番先

敷地面積：963.25㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域

になります。

起こりうる想定津波の条件としましては、

想定地震：相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）

最大津波の到達時間：約12分

計画地の最大基準水位：3.40m

震 度：神奈川県全域で震度7

規 模：マグネチュード8.7

となっています。

ここで、最大基準水位の考え方について、補足説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料、「藤沢市 津波災害警戒区域の指定の公示係る図書 位置図」をご覧ください。

こちらは、神奈川県が作成した、指定図書となっておりまして、神奈川県全域の基準水位を含めた図となっています。

基準水位については、平成23年12月に国の基本方針が公表され、平成27年3月に津波浸水想定の設定を公表しております。

資料では「浸水深＝津波が起きた時、その地点がどのくらいの深さで浸水するか」を示したものを資料の図上の数字で提示させていただいています。

さらに、津波が建物にぶつかった際の波のせき上げの高さを浸水深に加えた高さが「基準水位」となっています。

資料の裏面（＝詳細図）を見ていただくとわかりますが、基準水位の最も高い該当地が3.4mとなっています。

つまり、片瀬海岸3丁目の地区に関しましては、一番大きい津波が来ることを想定した場合、せき上げも含めると3.4mの高さになるという想定のもと、数値を設定しています。

前回31日に行いました説明会でも、11.5mの津波が来るのに対して、なぜ基準水位が3.4mなのかという疑問が多数寄せられました。

これに関しまして、湘南港海岸で江の島より東側の沖合30mのところ、海抜11.5mにな

ります。

ここから津波が、片瀬に向かってきます。

西浜海岸のところでは津波が 7～8m の高さになりまして、134 号線の所では、道路が防波堤を兼ね 6～7m になり、そこを超えた波、それと引地川沿いから遡上してきた波が 5～6m になり、そこを超えた波が基準水位となります。

基準水位は沖合からだんだん範囲を狭くしています。

10m×10m の範囲で地形の高さや津波のくる時間等を計測し、シミュレーションし、その中で最も高い水位というのが 3.4m になります。

言葉では中々イメージしにくいとは思いますが。

藤沢市のホームページの防災のページに、この基準水位のシミュレーションや情報、本日の説明会の資料等を 9 月 1 日掲載しましたので、是非ご参考にしていただければと思います。

なお、シミュレーションは少し古く、2014 年の慶長型と南関東型の地震のものとなります。

波の流れなどは把握できるかと思しますので、是非見ていただければと思います。

また、片瀬市民センターや防災政策課にも CD-ROM の貸し出しの用意がございますので、ご活用ください。

〔2-3：計画施設の位置付け〕

〈藤沢市〉

続きまして、「計画施設の位置付け」になります。

こちらは資料 3 の通りになりますが、「藤沢市地域防災計画に基づく藤沢市津波避難計画」を定め、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」（最大津波の到達時間が約 12 分）を想定津波として、津波浸水想定区域に関わる地域を津波避難対象地域に指定しています。こちらは令和 3 年 3 月に指定されたものになります。

この津波避難対象地域では、想定津波を勘案した避難距離の目安、（1m/秒の速度として計算し、約 300m）を踏まえ、対象地域の外部への避難に長距離移動が必要な地域を「長距離避難が必要な地域」とし、近隣の津波避難ビル等を目指すなど、状況に応じた避難先の確保が求められる地域に位置付けています。

更には、境川と引地川の河口部で、河川と海岸に挟まれた区域には、想定津波の地震発生後短時間で津波避難対象地域外又は津波避難ビルに逃げるできない「津波避難困難区域」も含まれています。

このような中、片瀬海岸 3 丁目の区域は、長距離避難が必要な地域の中でも、近隣に津波避難ビルや津波一時避難場所が無く、他の区域と比べて著しく津波避難が困難な状況であるため、この区域の住民（約 760 人）の避難先を確保することについては、本市の津波避難対策における喫緊の課題として捉えており、津波避難対策における重要な区域と位置付けているところでございます。

それでは、（資料 3 の）左側の中央より下にある図面について説明させていただきます。南西・南東・北西の立面図になりますが、先ほどお話ししたように、基準水位 3.4m、そこに漂流物等が流れてくるかと思しますので、3m の余裕高を含めまして避難床の高さが 6.4m、

フェンスを設置させていただいて 7.6mの構造物にしていきたいと考えているところです。右手の図面を見ていただきたいと思います。

右手側左上の図面が中間階、その右隣が屋上階の図面となります。

中間層は 3.4mより高い位置になりますが、29 m²の倉庫を設置させていただき、ここに備蓄資機材や、仮設トイレなどを設置し利用できるようにしたいと考えています。

また、倉庫はスロープ、階段の両方から出入りができるようにさせていただきたいと考えています。

スロープ、階段に関しましては、道路から直接スロープ、階段に入ってしまうと約 760 人が短時間に避難所に入り込むこととなりますので、どうしても階段下、スロープ下で人の渋滞が起きるような状況になってしまいます。

その渋滞が道路上に出ないようにしたいという考え方から、現時点では、避難施設の敷地内に一度入っていただき、そこからスロープ、階段で上がっていただくような方法をとりたいと構想しています。

また、屋上に関しましては、避難床（避難を可能とする床）になります。

藤沢市の防災計画の中で、1 人 0.6 m²で計算させていただいて、456 m²、760 人の方が避難できるような計算になっております。

敷地面積としましては、建ぺい率の関係で 760 人が最大となるような計算です。

右手側下の平面図を見ていただきたいと思います。

こちらの図では、建物をやや南西側に寄せたような配置になっています。

これは、日陰等の問題でこの高さの構造物ですと、この範囲に寄せるのが限度になっています。

入口に関しまして、階段部は川沿い側の方向から入るようになっています。

川に向かう方向の道路側から入るのがスロープ部になっています。

建物の周りには植栽を設けまして、この植栽に関しましても、津波等で漂流物が流れてくる際の障害物として活用できるように考えています。

敷地の周囲にはフェンス等で囲わせていただき、南門と東門から、訓練や視察、有事の際のみに入れるような形で建設したいと考えています。

〔2-4：取り組み予定〕

〈藤沢市〉

資料 1 にお戻りください。

今後の取り組み予定としましては、

(1) 基本構想の策定に向けた説明会の開催

1 回目 令和 4 年 8 月 3 1 日（水） 午前 1 0 時から

片瀬市民センター ホール

2 回目 令和 4 年 9 月 3 日（土） 午前 1 0 時から

片瀬市民センター ホール

で、それぞれ開催させていただきました。

また、

(2) 地質調査

については現在行っているところでして、近隣の方にはビラ等配らせていただいて、ご迷惑をおかけしている次第です。

(3) 基本設計・実施設計業務委託

については、皆様からご意見をいただき、進めていきたいと考えていますが、いつ津波が起きるかわかりません。

我々の方としてはなるべく早く、津波の避難施設を造りたいと考えています。

(4) 建設工事

については、概ね令和7年度の完成を目指して計画を進めていきたいと考えています。

説明としては以上となります。

【次第3：質問】

〈藤沢市〉

はい、では次にですね、皆様にご説明させていただいたところに関して、ご質問等ありましたら挙手の上、できましたらお名前の方おっしゃっていただいて、お願いいたします。

〈市民〉

〇〇と申します。

先日も参加させていただきました。

基準水位 3.4mの根拠についてはご説明に盛り込んでいただきましたが、他にもたくさん質問が出たと思います。

時間の無駄になりますので、先日出たいくつかの質問と回答についても、ここで公開し、共有していただければと思います。

〈藤沢市〉

はい、ありがとうございます。

先日8月31日にも説明会開いています。

その際に出たご質問等についても、ここでお伝えしたいと思います。

まずはですね、基準水位というものの設定についてなのですが、3.4mと神奈川県の方で指定・公表されております。

そもそも3.4mの設定でいいのか。というようなお話がございました。

次にですね、避難した後、その避難施設に何日間の滞在を想定して、この設計にしているのかというご質問がございました。

あとは、ご意見といたしまして、滞在した後の備蓄や、雨が降った際に屋上階などが雨ざらしであることについて、そういったところの対応をどうするのかといったようなご意見をいただきました。

あとは、鍵について、基本的に普段は鍵をかけて、一般の方が敷地内に入れないような考えでいたのですが、その鍵の取り扱い等をどうするのかというようなご質問もございました。

あとは、空地の活用についてですね。

片瀬地区に避難施設が建つわけですが、日常的な施設や敷地の活用を何か考えているのかというご質問がございました。

あとはですね、ご意見として、どのように津波が来るのか、何か目で見えるようなものはないのかというようなご意見ございました。

こちらは先ほどの説明の方でございましたが、ホームページの方でシミュレーション等を公開したり、本日も資料を持ってきていますので、お見せすることができるような状況になっております。

あとは、入り口について、実際に避難する時に、（敷地内に人を一旦入れてから避難するのではなく）道路からすぐに上に避難できるような状況にしてほしいという意見をいただいております。

また、住民の方から資料を頂きまして、こちらは高知県の津波避難施設の資料なんですけれども、他自治体の避難施設についても参考にしてほしいというご意見をいただいております。

大まかなところでは、このようなご意見・ご質問を受けているような状況でございます。以上になります。

〈市民〉

〇〇です。

資料2の意見内容の(1)工事等の「④地盤が悪いので、基礎杭をしっかり設置してもらいたい」と書いてありますが、どのように地盤が悪いのか、理由を教えてください。

〈藤沢市〉

地元の方からも、ここは（施設を建てる場所近辺）池等が昔からあるようなところだと伺っております。昔の地図などでも、かなり水が発生するようになっております。

また、川と海に挟まれていることもあり、地盤が緩いようなところもございます。

そのあたりも含めまして、実際に杭を打つ場所の数か所に穴を掘って、ボーリング調査と言いますが、その土地の土質の状況を見て、どこまで杭を打てば建物が安全に保たれるか等を調査しているというような状況でございます。

〈藤沢市〉

よろしいでしょうか。

他にご質問ある方はいらっしゃいますか。

はい、ではお願いいたします。

〈市民〉

〇〇です。

さらっとうやっつて説明を受けていると、あたかもこれがもっともなような話であるかのように見受けられるけれども、ちょうど 11 年前の 3 月 11 日に来た東日本大震災、我々大人は、あの当時の実況中継の映像を見ているわけですよ。

そんな中、11.5m の津波が上陸したら 3.4m になるなんて、到底想定できない。

あの時だって、被災地の 12~3m の想定に対して 20m 近い津波が来たんですよ。

想定値より高い津波が来ているのに、こんな風になっているのは、我々は理解できない。

それで、東日本大震災の後、私はしばらく町内会長をやっていたので、防災に力を入れてきたわけなんですけど、あの当時、行政は、津波避ビルは鉄筋コンクリート 3 階建て以上の 10m の場所に床を確保しろってことでワーワー騒いでいたんですよ。

その時には「基準水位」なんて概念はなかった。

要するに津波のエネルギーによる「遡上高」、つまり駆け上がる力ですね、西浜町内会には駆け上がる力は必要ないんですよ。

海拔が 2~3m の真っ平なところにあるわけで、あなた方の何人かも言っているでしょう。

確かに江の島の西側の海底の地形からいって、ここの地区が 11.5m が基準値になっているんだと。

海岸に来た時にも 9m の勢力を持って津波が来るという風に言っているのに、急に 3.4m の浸水深なんだと言っても、浸水深は津波が来て、引いた後の水位のことでしょう。

遡上高とは全然違うんですよ。

あの頃、遡上高だ遡上高だと言って、今もテレビの中継を見ていると、まだ訴訟が続いているんですよ。

それで、一番新しい訴訟は、東京電力ですよ。

15m の津波が想定されながら、そんなのが来るわけないと言ってそれが本当に来たわけですよ。

それで 13 兆円の訴訟になって、とりあえず支払いが決まったと。

11.5m の津波が来て、海岸から 2km 以上離れているからと言ったって、海拔は 2.8m ですよ。

そこに持ってきて 3.4m でいいのなら、何も今まで苦労するようなことは無かったわけですよ。

それが示されているにも関わらず、3.4m についてこんな紙っぺらでわかるかと。

「基準水位」に変わっていて、それをちゃんと説明したのか、住民に対して。

一番関係するのは住民であって、あなた方の考えでいいから良いというわけじゃないんですよ。

それに対してどういう根拠があるか言ってみろよ。

それでもしも 10m の津波が来たら県が悪いと言うだけの話じゃないか。

もうちょっと詳しく説明してみろよ、県のせいにしなないで。

県の言ったことをあなた達が理解して、初めて我々に伝えるんだよ。

あなた方は理解しているのか、3.4m の根拠を。

昔言っていた「遡上高」はどこへ行っちゃったんだよ。

(基準水位や津波のせき上げ等について) 計算したものは正しいのかよ。

我々は、ここに住んできて、いろんな防災対策を講じてきてますよ。
あなた方と一緒にやってきたものもある。
それを苦労しながらやってきたのに、急にこんな紙っぺら一枚で、やれ基準水位がこうになりましたからって、そんなことで納得できるか、安心できるかって言ってるんですよ。
要するに安心できなきゃダメなんだよ。
だから、そのあたりのことがすごく疑問です。
なんだったら市長でもいいよ。防災部長は今日来てないじゃないか。
ここにきてこういう展開になるんだったら、あいつに説明させろよ。
こういう理屈だからこうなんだと。
理屈も何もなくて、紙っぺらの数字だけじゃないか。
こんなじゃ納得できないよ。
それがあって、そういう安心感ができて、それで初めて計画のディテールに入っていくんだ。
ディテール自体は悪いことじゃないんだよ。
でも、そんな整列してから階段上がりましようなんて、そんなアホなこと考えちゃいけないんだよ。

なぜこの場所が津波避難困難区域になったかと言ったら、前の慶長型地震だったかの時に、地震発生から 72 分後に最大規模の津波が来る予定だったわけですよ。
それだけの時間があれば、湘南白百合や避難所に逃げられるというわけですよ。
ところが、今度の直下型地震になって、地震発生から津波が来るまで 12 分になっちゃったわけで、それで、避難困難区域になったわけですよ。
それをあなた方は知っているだろう。

それなのに、身支度して戸締りして出てきたら 5~6 分ないよ。
それで逃げなきゃいけないようなときに、中に入って整列して、順番に上に上がっていきましようなんて、そんなバカなこと考えるかよ。
5~6 分後には巨大津波が来て一掃されているって。
そういう建前なことばかり言うなよ。部長呼んでこいよ。

まあ、私の疑問は何にしろ、「基準水位」自体が説明なしに急に出てきた概念で、「3.4m の高さで大丈夫だから安心しなさい。」と、こんな話をされても納得いかないですよ。
西浜町の中でだって、今まで 10m の高さの確保ということで、津波避難施設としてビルなんかをお願いしてきたのに、急に 3.4m ってなんなんだよ。
そっちの都合ばかり考えないで、ちゃんと説明してくれよ。

〈藤沢市〉

はい、ありがとうございます。
今、ご質問があったところで、〇〇さんのおっしゃる通り、「基準水位」というものが突然出てきたわけなんですけども、この「基準水位」というものは、令和 3 年 3 月に神奈川県で

指定を受けまして、それを持ちまして、本市の方で皆様に説明をしなければいけないということで、片瀬地区も併せて、海岸3地区でご説明をさせていただいております。

令和3年の6月1日に地区回覧をさせていただき、7月10日に説明会を開催いたしました。基準水位の説明や、基準水位指定の経緯に当たる部分を説明させていただいた次第です。この説明会の中で69名の方に来て頂いたという記録もあり、そこでご説明をさせていただいてはいるんですけども、〇〇さんの言う通り、この周知がもっとされるべきではないかという点は、我々も反省し、進めていく必要があったのではないかと考えております。次に、基準水位と浸水深についてですが、この二つは、津波避難ビルの高さが、どの程度必要なのかという概要が変わってきます。

〇〇さんがおっしゃった通り、(基準水位の)指定前に関しては、RC造(鉄筋コンクリート造)やSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)において、3階建て以上というような規定をさせていただいております。

しかし、基準水位が示されたことによって、どこの高さまで避難すれば安全なのかというのが基準水位というものになっていまして、それを受け、津波避難ビルの高さは、基準水位より高い位置に設定することとなり、以前と基準が変わっております。

当然その説明等もしっかりされているわけではないので、混乱する部分もあるかとは思いますが、それが安全な建物であるかというのは、数値によって示すことができるかと思いません。

あとは、〇〇さんがおっしゃったように、そこにどのように安心を与えるかという部分で、今回皆さんにお集まりをいただきまして、ご意見をいただいているような形になります。以上です。

〈藤沢市〉

さらに付け加えさせていただきたいのですが、先ほどの基準水位の考え方に関しまして、東日本大震災のことを踏まえ、内閣府の中央防災会議が基準水位の考え方を研究者と一緒に作りまして、法に基づき国と県が計算式から出した数値になります。

藤沢市の方では、この数値が信頼できるものという考え方の中で、今回計画を進めていきたいと思っている次第でございます。

それと、すみません、先ほど、説明会のお話をしました。

片瀬と辻堂と鶴沼で1回ずつ、県と市が主催で行っていますが、これに参加できなかった方や、知らなかったという方いらっしゃると思います。

これに関しましても、先ほど紹介しました、藤沢市のホームページの防災のページの新着情報にある、「説明会について」という表題のページ内で、前回行った説明会で、県が説明をしている部分の映像を掲載しておりますので、そちらの方もご参考にしていただければと思います。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

一旦ですね、他の方でご意見・ご質問のある方、まずはご質問の方からお受けしたいと思うんですけども、いらっしゃいますでしょうか。

〈市民〉

〇〇です。

今の説明はなっていないと思いますよ。

国や県に言われたからやるというのは、普通の所ならいいですが、藤沢の片瀬海岸のところは早く津波が来て、被害が出るのが決まっているわけですよ。

それをそのまま鵜呑みにして、3.4mというのはなっていないと思うんですよ。

それともう一つ。

10年前に市役所とお話させていただいて気が付いたんですけども、市の人は都合の悪いことは全く書かないですよ。

今回のことに関しても、完成がいつになるのかなと思っていたら、何も書いていない。

ようやく最後の話で、令和7年を目指すとか言っていますが、こういうことはもうちょっと具体的に書くべきだと思いますよ。

皆さん責任のあることは何も書かない。これは全く市の悪い考え方です。

それを是非直していただきたい。

令和7年とっていますが、どういう計画と基準でそうなっているのか教えてください。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

すみません、説明が不十分であることは、承知しているのですが、神奈川県と国が出しているからという理由ではなく、3.4mという数値に関しましては、先ほど言ったように、東京湾の地点を海拔0mとして、江の島30m沖合のところから11.5mの波の高さが上がってきます。

それが江の島に到達の地点では、11.4m等でぶつかる地点も確かにございます。

しかし、先ほど申しましたように、西浜海岸の海水浴場のところに関しましては、7~8mくらいの津波になります。

そこからさらに、134号線や津波避難ビル、住宅が堤防になりまして、速度や高さが落ちていきます。

片瀬海岸三丁目のところに到達した時には最大3.4mの想定になっているわけです。

当然、4~5mになっているところもございますが、ただ、これが間違っているというわけではなく、計算をして出した数値になります。

ただし、これはあくまで想定ですので、当然全てではありませんが、これを基準として考えているということでございます。

それから、スケジュールの関係のご質問を頂きましたが、先ほども、令和7年度の完成を目標に考えているとお話をさせていただきました。

ただ、今回の基本構想をたたき台として、これに皆さんの意見を聞きながら設計をしていく形になります。

この設計については、なるべく早く出していきたいと考えています。

そして、この基本設計と実施設計の2つによってある程度の工程や金額が決まってきます。

ですので、今の時点の見込みとして、なるべく早く打ち出して令和7年度とさせていただいて、こちらとしてはなるべく早く完成させたいということで、この計画になってしまうというようなご説明になってまいります。

もちろん、今後、基本設計・実施設計をしていく中では、また皆さんにお示ししていくことにもなりますが、物価の高騰や資材の調達が難しくなるかもしれない状況があるかもしれません。

ですので、なるべく早くの完成を目指して、令和 7 年度完成を市の目標とさせていただいている次第です。

〈藤沢市〉

重ねての発言になってしまうかと思いますが、まず、今お示ししているものは、あくまでもたたきという形での最大基準水位 3.4mとなっています。

これについて説明が不足しているということでございますが、先ほどから申し上げている通り、神奈川県の方の考え方に基づいた数値で計算と設計をさせていただいています。

今後ですね、本日出たお話の内容を踏まえまして、3.4mという高さを、どれだけ上げることができるか、これは検討させていただきたいと思います。

それは、今回の説明会の趣旨として、高さだけでなく意見を聞いて今後の基本構想の参考にさせていただきます。

最終的な案を出す前に、この 2 回の説明会を受けて、「市はこのように考えています。」というようなことも含め、10 月以降になるかと思いますが、改めて説明会の場を設けさせていただきたいと考えています。

その時に、基準水位や浸水深や高さについて、市が説明したものがうまくご理解いただけない、あるいは説明が不足しているというようなことであれば、実際に県や有識者を交えてデータを取り、検討会を開いて基準を決めていますので、また、沿岸の他の地域も、県の基準を基に、ハザードマップを作製しているわけですので、神奈川県の方を呼び、説明していただくことも考えています。

昨年 7 月にも基準水位の考え方について、この場で説明をさせていただいています。

同じような説明になるかもしれませんが、改めて説明をしていただいて、その時に津波避難施設の事を合わせて説明するような機会を設けさせていただきたいと考えています。

今回のことを、本日持ち帰らせていただいて、検討させていただき、改めて周知の方をしていきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

では次の方、どうぞ。

〈市民〉

再度の説明会ありがとうございます。

僕の方からは、前回の通りですけれども、あとは資料にも書いてありますが、場所の活用に関しては、防災政策課の担当ではないわけですね。

次の説明会でも防災政策課さんだけからのご回答になるというお話だけでは、私も含めて、多分納得できないところもあるんじゃないかと思うんですね。

要は、活用に関しては防災の方々だけではなく、まちづくりの担当の方々になるかと思うますので、予算の範囲もあるのでしょうか、もう一度、市議や地域の代表の方たちを呼んでいただき、時間かかるかもしれませんが、再度ご検討いただければと思います。

というのが私からの意見です。

こちらにいる防災政策課の方々は、とにかく「早急に一時避難所を造れ」というようなところから入っているのしょうけれど、それは住民にとっても大変ありがたいことですが、じゃあ、それが一体どう役に立つのかということに関わると、近隣の方は、「そんなものは必要ない」という方もいらっしゃるし、または「活用したい」という方もいらっしゃるから、防災政策課だけでは解決できない部分もあるかと思っています。

ですので、どこでどういう場でもう一度検討を進めていくのか、というようなことも、改めて考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

もう一点は、滞在日数に関するご回答がまだないんですけれども、先日も私申し上げましたが、ここに一時避難場所を造るとしても、家が流されてしまった人が集まる、あるいは集まっていた家が流されてしまった方が、どのように帰るのかというようなシナリオにつながりました。

泥沼の中を歩いて帰れないでしょう、また、760人が一気にヘリコプターで運んでいただけるわけでもない。

また、私から申し上げたのは、街の中に造るものですから、一時避難場所じゃ困るんじゃないですか、というようなこともお話させていただきまして、もうちょっと何日か過ごせるような環境が必要なんじゃないかなと。

それと、皆さんご承知の通り、0.6㎡、760人全員が収容できるかということなんですけども、車いすの方は何名いらっしゃるんですか。また、奥まで入れない方もいるかと思っています。みんなが均等にそこに立っていられるとは思いません。

760人もいれば、ぐちゃっと固まるところもあれば、閑散とするところもある、もっと間を詰めてくれよという人もいれば、その間に流される人も出てくるかもしれない。

ここで、もし避難所だけを造るのであれば、もう一度シミュレーション等で、今760人の設定ですが、現状780人暮らしています。

780人の方々の何パーセントがここに避難されるのか。

昼間の場合、あるいは夜だったら。

それがわかれば、我々も避難訓練の時にもっと間隔を詰めたらいよいよねというような話になるかもしれません。

0.6㎡という設定で本当に大丈夫なのか、シミュレーションしていただいて、皆さんが納得できるお話、ご回答をしていただければと思います。

まずは、根本の話を市の方できちんとまとめていただければと思います。

一部では、施設を活用したいという意見もございます。

防災政策課だけからの回答だけでは納得できない部分も多々あるかと思っていますので、どういう順番で市議会に掛け合って、市長が最終決断をするのかということろまで話し合っていただければと思います。

〈藤沢市〉

はい、ありがとうございます。

今の質問に関して、本日も市民自治部の片瀬市民センターの方、出席されていまして、活用に関して、今回、津波避難施設と一緒に考えられるものなのか、それともまた別に考えていかなければいけないものか等は、防災安全部だけでなく、藤沢市全体として考える必要があるとは思いますが。

市全体として、片瀬地区にそのような公共の施設が必要なかどうか、他にも地域はありませんので、そういった検討も含め、横断的に考えていかなければいけないところだとは思っているところです。

次に滞在時間についてですが、確かに、一時の避難場所から次の避難所へどのように移動するかなどは考えなければいけません。

先日、ご意見いただき考えたのですが、津波の注意報や警報が解除されるまで、救助する側は、ハザードエリアに陸から近づくことはできないと思います。

唯一できるのは空から、ヘリコプターを使った救出のみになるかと思えます。

かつ、その施設が避難施設として指定をされているのであれば、そこはあるいみセーフティゾーンであるという考え方になり、救助も時間がかかる場合もあるかと思えます。

まずは、屋根の上に取り残された方など、トリアージしながら救出することになりますので、今おっしゃられた通り、すぐに救助に向かえるというようなことは無いかと思えます。

そういったご意見もいただいておりますので、ここの部分も検討し、来られた方が、いかに滞在し、身を守るのか、という事を、備蓄品と合わせて考えなければいけないところではあると思えます。

次に 760 人の避難者の一人当たり 0.6 m²という考え方についてですが、今おっしゃられた通り、そこに立った状態で、0.6 m²という考え方になります。

ただ、これは、この避難施設に限らず、藤沢市のすべての避難施設での考え方になりますので、そこも併せて、本当にこの考え方でのいいのかということ、今一度再検討する必要が出てくるかと思えます。

〈藤沢市〉

ちょっと追加になるのですが、31日に「滞在をどうするか」という問題に関しまして、私共の方でも、いろいろなところに聞き取りをさせていただきました。

先程も言ったように、注意報・警報が解除されない限り、その場所から移動することはできないというような状況になります。

一例としてですが、東日本大震災で被害に遭った大船渡市の職員に聞き取りをさせていただきました。

その職員の話によると、スーパーの屋上を避難所として設置し、そこに50数名の方がいらっしゃったそうです。

理由は不明ですが、一人だけ具合が悪い方がいらっしゃったようですが、その方のみヘリコプターで救助され、その後、警報が長引き、なかなか外に出られなかったのですが、2日目に自衛隊、警察と一緒に歩いて避難所まで移動したそうです。

そのため、(滞在日数は) 警報・注意報がどのくらい続くのかということも関係してくるかと思えます。

一つの事例としてですが、西側トラフの地震の場合、12分で最大11.5mの津波が来て、それ以降も何回か津波が来ます。

あくまでシミュレーターでの予測でしかありませんが、大きいものでは80~100分位の間で、4~6mの津波、160~180分で2~3mの津波となり、徐々に高さが下がってきます。

しかし、だからと言って滞在日数が1~2日でいいとはならないので、先ほどの話のように、最悪のことも考えながら3日程度の備蓄は必要なのかなというように考えています。

また、これについても検討していきますので、ご意見として持ち帰らせていただきたいと思います。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

はい、ではどうぞ。

〈市民〉

なんでもかんでもたたき台で、これからの検討だというのが、こういうのは既に検討した上でこういうのはできていかなきゃいけないんですよ、住民に説明する以上は。

そんな中途半端なもの出してくるなよ。

何年間検討していたんだよ。

地震が起きてから11年だろ。

それで東日本大震災の地震はみんなテレビで見ている。

我々はそれに対応して、一生懸命に避難ビルなんかの指定を役に立つかとやっていたわけだ。

それで、湘南白百合学園の幼稚園かな。

あれは市の補助金300何万使って建て替えをして、あの地域は高さ制限10mの地域なのに、11.5mの高さになっていて、それだけ高さというものをシビアにしている。

幼稚園の建て替えは基準法通りなら10mでいいのに、津波避難施設に指定する為に1.5mの高さを足されたという事を我々は聞いているわけですよ。

それにも関わらず、今回の津波避難施設は3.4mというのは何かおかしいんじゃないかと思う。要するに、住民が安心しなかったら意味がないんだよ、理論ばかりで。

その理論だって欠けているし、それで責任を問われたら、県だ国だと言うのだから。

そうじゃなくて、あなた方が納得したものを我々に提示してくれって言っているんだよ。

まあ、我々は町内会の役員として色々と担当しているから知っていますよ。

今言ったように防災警報が出てから、解除するまで、東日本大震災の時にどれくらいかかったか知っているか。

あれは23時間半後に解除されているんだよ。

そういうことも知らないで、適当にやっているんだろう。もうちょっと真面目にやれよ。

みんな人のせいになれているんじゃないか。

住民のせいにしたたり、県のせいにしたたり、すべてが自分たちの責任でやるってことが何もな

いんだよ。

それにもすごい不満を感じる。

町内会の方がまだ実績があつてちゃんとやってるよ。

たたき台じゃなくちゃんとしたものを持って来いよ。

たたき台ってのはあなた達の中でやってくるもんなんだよ。

それでちゃんとできたものを持ってきて、信用感を示して来いよ。

何か言われれば、「今後の検討で、今後の検討で」って、そんなもんじゃ駄目だ。

そんなんでまた次に説明する時にみんなが出てくれるのかって言っているんだ。

なんで自信を持ってもっとできないのか。

〈藤沢市〉

ご意見ありがとうございます。

今いただいたご意見なのですが、今回は基本構想の策定に向けた説明会ということで、これから骨子を作っていくような計画でいます。

そのために今回説明会を開き、皆様のご意見をいただくというような場を設けさせていただきました。

その中でまっさらな計画だけ見せられても、イメージも浮かばないだろうということで、今回図面を作っていただきまして、皆様にお示しさせていただいている次第です。

これを策定するにあたり、示されている数値が、基準水位というものになっていまして、この基準水位は、〇〇さんがおっしゃる通り、以前までは無く、浸水深というものでしか表示されていなかったのです。

今までは津波避難ビルに関しては、浸水深で決めさせていただいていたんですね。

しかし、浸水深の高さで本当に安全かどうかというのは明確化されていなかったのですね。ですので本市では、津波避難ビルに関しては、それよりさらに高い3階建て以上にしよう、というような設定にさせていただいていました。

今回、基準水位というものが示されまして、この基準水位が、津波のせき上げ高も考慮された数値で、いわゆる「その高さより上に行けば安全である」というような示し方がされていたんですね。

ですので、これまでの浸水深での高さより2階程高い場所を安全エリアとしていた考え方から、法に基づいて決められた基準水位というものが設定されたため、「基準水位の高さが安全な数値である」というように藤沢市の方で捉えたという事になります。

基準水位の数値そのものは、おっしゃっている通り、確かに藤沢市でお示しできるものではなかったのですが、その数値を受けて、藤沢市の方で、基準水位の高さは安全なものであると決めさせていただいた次第になります。

〈市民〉

〇〇と申します。

まず津波自体の想定でやるので大変なのですが、その時々政府や県・市の発表する津波の高さ、それと、地震学会の言う高さについて、3.11の後に私も町内会の防災のメンバー

として動いていたんですが、その時々に出てくる数値の高さがみんな違うんですね。
なので、どれを基準にとるのか。

地震学会なのか、政府なのか、県なのか。

それがわからないのが一つ目です。

それから、津波に関わる数値の条件もたくさんあります。

こういった条件でやるのは市の職員くらいでしょうが、まず、今回最大基準水位は 3.4m なんですけど、津波の高さ自体はどれくらいを想定しているんですか。

〈藤沢市〉

はい、先ほど話したように、12 分後に沖合 30m の所で高さ 11.5m の津波になります。

〈市民〉

134 号線の道路の表面が海拔 6m くらいですよ。

ですから、それは超えるというような判断ですよ。

〈藤沢市〉

先ほどもお話しましたが、江の島に到達時点で 11.4m 程の高さになりまして、今お話しされている 134 号線の所、西浜海岸のあたりになりますと、7~8m くらいになります。

ですので、一番高い波で 1~2m くらいは超えることになります。

〈市民〉

川からも遡上しますよね。

津波の 7~8m の圧力が全部川から遡上することになるかと思うんですけど、そうすると川の堤防を越えますよね。

それが 3.4m の高さということですか。

〈藤沢市〉

それだけではないのですが、確かに一番影響があるのが、川からの津波なんですね。

シミュレーションの中では、河口側で 7.4~7.5m の津波が来ます。

西浜橋の高さが 4.8~5m 程なのですが、そこを超えた波や、134 号線を超えた波、また、白百合等はもっと低いところで、そこからも上がってきますので、どちらかという、小田急江ノ島駅の方からジワジワジワっと、北西に向かって上がってくるような状況になるかと思えます。

今回は西側モデルのものは作ってはいないのですが、慶長型地震や南関東型地震のシミュレーションは作っていますので、市のホームページに掲載されているものを見ていただければ、イメージがわくかなと思います。

先ほど言った色々な地震がある中で、津波というのは、だいたいトラフの中で地面の反発によって起きる部分がありますので、藤沢市のところで起こりうる地震の中で、5 パターン考えられていまして、その中で一番大きいものが西側トラフということになります。

〈市民〉

川のように狭くなっていくところにそれだけの津波の圧力がかけると、水道のホースを絞ったように圧力が上がって津波が高くなっていくと思うのですが、その圧力がそんなとこ

ろに来れば、3~4mで済みますかね。
もっと高くなるような気がするんですよ。
私も想定しかできないが、そんなもんじゃないと思うんですよ。
ですので、そういったものを勘案しながらシミュレーションできるものがあれば、そういうのもやってもらいたいです。
3.4mはちょっと当てにならないなど。

それから、津波避難施設というタイトルで出していますが、国内でも線状降水帯で大洪水の被害が出ていますよね。
津波という表現をしているので、洪水の時はもしかしたら使ってはいけないのかなというように、変な勘繰りをしてしまうのですが、津波に限らず、水難の施設にさせていただいた方が対外的にはいいんじゃないかなと思うんですが。

それと、先ほどの方の、二日か三日とか滞在を考えているような話だったんですけども、ここはやっぱりそういうような施設じゃないと思うので、緊急なり一時といった言葉を入れて、「水難緊急避難」とか「水難一時避難」といったような名前にして、津波に限らず、洪水も含めた、ある限られた期間しか使えない施設であるというような表現をした方がいいんじゃないかと思います。

それから、人数に関して、760人立ちっぱなしで、早くて数時間、長ければ半日以上、その人数がそのままいられますかということです。
これは、当然人間の生理的な欲求でトイレなど最優先のものも含まれます。
立ったまま何時間なのも我慢の限界があるでしょうし、倉庫の中に備蓄されるものにも左右されるでしょうから、そのあたりのことを具体的にお示しいただきたいです。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。
今おっしゃいました、洪水関係の避難所としての対応ができないかということで、こういったことについてはまだまだ検討の余地あるかと思います。
今後検討してまいりたいと思います。
あとはですね、一時の避難場所なのか、避難所なのかというところですが、本市に関しましては、一時の避難場所は「緊急指定避難場所」と呼んでいます。
長く滞在できるような場所を「指定避難所」と呼んでいます。
今回の津波避難施設に関しては、緊急の指定避難場所として指定していただけるかどうか踏まえ、どういった施設にしていくかということも検討させていただいてる段階でございます。

〈市民〉

緊急指定避難場所は緊急的に受けいれるところで、避難施設は生活の場の提供なんだ。
湘南白百合小学校の方は、避難施設にもなるし、緊急避難場所でもあるんだ。
幼稚園の方は緊急指定避難場所だけになったんだ。
だからこれも緊急避難場所だけになると思う。

あなた防災から来てるんだらう。そんなの常識として知っているだらう。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

今おっしゃったように、湘南白百合小学校の方に関しては、地震が起きた際は、指定避難所として指定を受けています。

また、「津波避難ビル」としても協定が結ばれていますので、その災害の様態によって色々な特色を持った避難施設となっています。

すみません、お時間も迫って来てしまっている中で、まだご意見をいただけていない方、お願いします。

〈市民〉

色々のご意見を言っていただきました。

片瀬地区の〇〇と申します。

今色々お話を聞かせていただきましたが、その前にまず、片瀬地区の防災の歴史のお話をさせていただきます。

1923年9月1日11時58分、大正関東大震災が発生しました。

その時、片瀬地区は全部で33名亡くなっています。

片瀬が27名、江の島が6名です。

津波は3.5mのものが起きました。

この時、江の島が防波堤代わりになり、それで片瀬地区はかなり助かったというように聞いています。

片瀬地区は海も川も山もあり、環境の素晴らしいところですが、反面、非常に災害リスクの高い土地です。

私は生粋の片瀬っ子で、83年ここに住んでいますからそういう状況がわかっていますが、(=聞き取り不能=以下、一部要約)片瀬海岸の防災として高い場所がないと、また、色々な声を聴いて、一時避難場所として施設を造ろうとやってくれたわけですが、皆さんの話を聞いていると、総合的な施設にしようとか、もっと高さが欲しいとかっていう風になっています。

高さでいうと、片瀬地区の住宅は2~3mの高さしかないわけですよ。

=聞き取り不能=3階建てだって2mくらいしかないわけでしょ。

高さ制限もあるから、もっと高くしろって言うてもできないわけです。

それと、津波の関係もあるから、=聞き取り不能=逆に、法改正とか行政の仕事なわけですよ。

要は、津波の高さが10mと言っていますから=聞き取り不能=ということと、やっぱり、総合的な判断、さっき言った一時避難場所ということだけで区切っていくのか。

それはこれから議論してやっていけばいいと思います。

そんなようなところで、いずれにしても絶対必要な施設です。

よろしくお願いします。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

すみません、お時間も迫っていますので。

〈市民〉

すみません、ちょっと一つだけ言わせて。

〈藤沢市〉

ごめんなさい、その後ろの方よろしいですか。

〈市民〉

片瀬海岸の〇〇です。

避難施設の高さについて、色々以前から経緯があって議論がなかなか決まらないんですけども、資料の立面図を見てもらって、あと1階高さを増やせば、おおよそ10mくらいの高さを持った施設になりますよね。

それで、高さも10mになり、避難床も2層になれば長期間ここに滞在することになっても、結構安心できると、そんな感じがしたわけですけども、建ぺい率や容積率、また今の方の高さ制限の話から、もう一階増やして高さを上積みするという事が、できるのかできないのか。

ということをお聞きしたいんですけども。

〈藤沢市〉

高さに関しましては、先ほど高さ制限のお話ありましたが、10mまでの高さであれば、制限がないものが造れます。

先ほど言った10mの高さに上げることはできますが、そうしますと、建ぺい率等は最大のものをつ造ったとしても、日照権の問題があり——土地が段々になっていけば違うかと思いますが、この平面のところ考えると、難しいところが出てきます。

今回のたたき台の中で、今のご意見も含め考えていきたいとは思っていますが、高さ制限であったり、必要な条件を加味した中で、図面を提示させていただいている次第でございます。検討はいたします。

〈藤沢市〉

最後にお時間来ていますので、短くお願いいたします。

〈市民〉

便所を仮設にするってことだけど、750人もいるんだし、テントはついているかもしれないが、そのあたりをウロウロするのも危ないじゃない。

なので、便所は仮設じゃなくて、本設にしてほしい。

これは絶対要求したい。

750人っていったらちょっとした町だぜ。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

トイレは本設してほしいという意見でよろしいでしょうか。

ごめんなさい、最後、お時間の方来ていますので、防災政策課参事の方からお話いただきました。

いと思います。

〈藤沢市〉

すみません、長時間ありがとうございます。

最後に私の方から申し上げたいことがございます。

繰り返しになりますけども、市としては、なるべく早く一時避難所にしても、津波避難施設を造ることを前提に考えておりました。

先ほどもございましたが、予算であったり議会を通したり、地域の皆様のご意見、町内会の方々のご意見、ご協力をいただきながら進めて、ここまで来ている次第でございます。

令和7年度の工期を最短として設定とさせていただき——高さ制限やいくつかのご意見は今後検討させていただきますが、それを踏まえてもこの期間が最短になります。

もし、この施設を複合施設にするのであれば、はっきりしたことは申し上げられませんが、現在の藤沢市の状況から申しまして、公共施設を造る場合は当然、費用がかかります。

費用については、国や県の補助金を多く取って、なるべく皆様からいただいている市の税金を少なくして、工事を進めるのですが、それでも、何億というようなお金がかかるかもしれません。

他の施設も整備している中で、市全体として考えたときに、新たに集会所であったり福祉施設でもいいですが、複合施設として造るのであれば、当然ほかの部局との調整であったり、その必要性について議会に説明したりという事になれば、当然、令和7年度では完成しなくなります。

それが1年延びるのか、2年延びるのかわかりませんが、今すぐには申し上げられませんが、津波避難施設ではなく複合施設にするのであれば、また改めて協議をする必要があり、その上で工期が延びていくという事をご理解いただければと思います。

それでも、町内会としての総意であれば、市としては、市長含めた理事者や議会に説明をさせていただくという流れになるかとは思いますが。

その点をご理解いただければと思います。

なるべく工期を短くさせていただき、今日頂いた意見を持ち帰り、お叱りをいただいておりますが、検討をさせていただき、また皆様にお示しする機会を設けさせていただければと思います。

今日は本当にありがとうございました。

〈藤沢市〉

すみません、長い間ありがとうございました。

お子様も含め、様々な方ご来場いただき、ご意見ありがとうございます。

お手元の資料はお持ち帰りいただいて構いませんので、お名前とご意見書いていただいて、そのまま椅子の上に置いていただければと思います。

それとこの後ですね、藤沢市役所の方で防災フェアを夕方までやっていますので、お時間ある方は是非足を向けていただければと思います。

本日はありがとうございました。